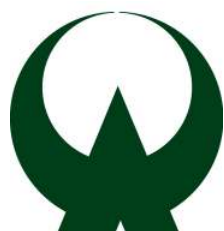


# 幡多西部障害者計画

平成 24 年度～平成 29 年度



宿毛市・大月町・三原村

# < 目 次 >

## 第 1 章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間及び見直しの時期	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画の進捗状況の把握と評価	2

## 第 2 章 障害のある人の状況

### I. 宿毛市の状況

1. 身体障害者の状況	3
2. 知的障害者の状況	3
3. 精神障害者の状況	4
4. 難病（特定疾患）患者の状況	4

### II. 大月町の状況

1. 身体障害者の状況	5
2. 知的障害者の状況	5
3. 精神障害者の状況	6
4. 難病（特定疾患）患者の状況	6

### III. 三原村の状況

1. 身体障害者の状況	7
2. 知的障害者の状況	7
3. 精神障害者の状況	8
4. 難病（特定疾患）患者の状況	8

## 第 3 章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念	9
2. 計画の基本目標	9
3. 計画の施策体系	10

## 第4章 障害者の課題と施策の展開

1. 啓発・広報	11
2. 生活支援	12
3. 生活環境	13
4. 教育・育成	14
5. 雇用・就業	15
6. 保健・医療	16
7. 情報・コミュニケーション	17
8. 文化・スポーツ・社会参加	18

## 資料編

1. 幡多西部地域自立支援協議会運営要綱	19
2. 幡多西部地域自立支援協議会委員名簿	21

# 第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

宿毛市では、平成8年4月に10年計画として「宿毛市障害者福祉に関する新長期計画」を、大月町では、平成10年4月に10年計画として「大月町障害者福祉計画」を、三原村では、平成15年4月に5年計画として「三原村障害児・者福祉計画」をそれぞれ策定し、障害のある人に対する福祉施策の総合的な推進に努めてきました。

一方、国においては、平成15年4月から従来の制度である「措置制度」から利用者がサービス事業者と対等な立場で契約する「支援費制度」に移行するとともに、知的障害者福祉や精神障害者福祉等に関する事務事業が、県から市町村に委譲されるなど国の新たな「新障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画」が策定され、障害者の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図ることとされました。

さらに、平成18年4月には、従来の身体・知的・精神と分かれていた障害福祉サービスを一元化し、どの障害でも公平にサービスを受けることができ、地域で自立した生活をおくことを目的とした「障害者自立支援法」が施行され、障害のある人を取り巻く環境は、制度とともに大きく変化してきました。

このような状況のなか、障害者の完全参加と平等を目指した「ノーマライゼーション」の理念を継承し、より一層の障害者施策を推進するために、新たな「障害者計画」を策定することが必要となり、各市町村において、新たに中長期計画となる「市町村障害者計画」を策定いたしました。

その後、宿毛市、大月町及び三原村では、平成22年10月に「幡多西部地域自立支援協議会」を三市町村共同で設置し、地域の障害者福祉に関するシステムづくりについて、協議を行い、相談支援を中心とした様々な取り組みを行ってきました。

今後におきましても、障害者福祉施策の基本的方向を明らかにするため、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野の関連施策との連携の下、これまでの計画の基本方針を尊重しながら計画の見直しを行い、平成24年度から平成29年度までの「幡多西部障害者計画」を三市町村共同で策定いたします。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する「市町村障害者計画」です。したがって、国の「障害者基本計画」及び「高知県障害者計画」を関連計画としています。

また、各市町村政運営の基本となる「市町村振興計画」を上位計画とし、基本構想に即した障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけられます。同時に「市町村地域福祉計画」及び「市町村高齢者保健福祉計画・市町村介護保険事業計画」並びに子どもに関する総合計画である「市町村次世代育成支援行動計画」との調和と整合性を図るものです。

### 3. 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は、平成24年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする6か年計画とします。ただし、必要に応じて見直しを行っていきます。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>幡多西部障害者計画</b>					
<b>市町村障害福祉計画(第3期)</b>					
		第4期 策定	<b>市町村障害福祉計画(第4期)</b>		

### 4. 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、日頃より障害福祉施策に携わる関係機関・団体の代表者等からなる幡多西部地域自立支援協議会で各方面からの幅広い意見を参考に審議・検討を行いました。

### 5. 計画の進捗状況の把握と評価

本計画に対する達成状況の点検及び評価を行うため、継続的に幡多西部地域自立支援協議会を開催し、計画の進捗状況等の検証を行うほか、ホームページ等を通じて住民に公表していくこととします。

## 第2章 障害のある人の状況

### I. 宿毛市の状況

#### 1. 身体障害者の状況

○身体障害者手帳交付数

平成18年度(平成19年3月31日現在)

(人口:23,888人 単位:人)

等級 障害内容	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
							18歳未満	18歳以上	計
視覚	43	21	12	13	12	21	0	122	122
聴覚・平衡	2	42	27	30	0	50	1	150	151
肢体不自由	163	163	126	151	97	37	9	728	737
音声・言語・そしゃく	0	0	8	4	0	0	0	12	12
内部	165	3	44	103	0	0	2	313	315
計	373	229	217	301	109	108	12	1,325	1,337

平成22年度(平成23年3月31日現在)

(人口:22,802人 単位:人)

等級 障害内容	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
							18歳未満	18歳以上	計
視覚	35	27	12	12	17	13	0	116	116
聴覚・平衡	2	42	21	34	0	47	1	145	146
肢体不自由	160	147	142	177	92	41	12	747	759
音声・言語・そしゃく	0	0	9	4	0	0	0	13	13
内部	188	1	50	118	0	0	1	356	357
計	385	217	234	345	109	101	14	1,377	1,391

身体障害者手帳の交付者数は、平成22年度末で1,391人であり、平成18年度末と比較すると、この4年間で54人(4.04%)増加しています。特に内部障害については、心臓及びじん臓機能障害が、肢体不自由については、膝及び股関節の機能障害が増加傾向にあるため、全体的な交付数増加の要因となっています。

#### 2. 知的障害者の状況

○療育手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	重度			中度・軽度			合計		
	A	A1	A2	B	B1	B2	18歳未満	18歳以上	計
平成18年度	6	35	57	2	61	34	31	164	195
平成22年度	6	41	60	2	70	52	33	198	231

療育手帳の交付者数は、平成22年度末で231人であり、平成18年度末と比較すると、この4年間で36人(18.46%)増加しています。

### 3. 精神障害者の状況

#### ○精神障害者保健福祉手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	1級	2級	3級	合計
平成18年度	14	36	13	63
平成22年度	4	59	14	77

精神障害者保健福祉手帳は、平成7年度から開始されており、交付者数は平成18年度末で63人でしたが、平成22年度末には77人に増加しています。

#### ○精神障害者入院患者数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	入院患者数		
	措置入院	医療保護入院	合計
平成18年度	0	66	66
平成22年度	0	78	78

#### ○精神障害者通院医療受給者数

(各年度3月31日現在)

区分 年次	受給患者数(人)
平成18年度	269
平成22年度	272

精神疾患で公費負担の制度を利用して通院する患者数は、増加傾向にあります。

### 4. 難病（特定疾患）患者の状況

#### ○特定疾患患者数

(各年度3月31日現在)

区分 年次	対象疾患数	対象患者数(人)
平成18年度	26	133
平成22年度	33	158

※ 特定疾患患者数は、難病(難治性疾患克服研究事業対象疾患:130疾患)のうち、医療費助成対象となる56疾患の患者数となります。

#### ※難病(特定疾患)について

難病については、昭和47年の難病対策要綱において、下記の通り定義されています。

- (1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病
- (2)経過が慢性であり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

## II. 大月町の状況

### 1. 身体障害者の状況

○身体障害者手帳交付数

平成18年度(平成19年3月31日現在)

(人口:6,648人 単位:人)

等級 障害内容	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
							18歳未満	18歳以上	計
視覚	8	10	3	4	8	6	0	39	39
聴覚・平衡	2	17	11	10	0	24	1	63	64
肢体不自由	53	46	43	58	47	19	2	264	266
音声・言語・そしゃく	0	0	2	1	0	0	0	3	3
内部	55	1	19	37	0	0	2	110	112
計	118	74	78	110	55	49	5	479	484

平成22年度(平成23年3月31日現在)

(人口:6,148人 単位:人)

等級 障害内容	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
							18歳未満	18歳以上	計
視覚	10	8	3	5	8	6	0	40	40
聴覚・平衡	2	16	13	19	0	25	0	75	75
肢体不自由	62	45	47	67	46	17	3	281	284
音声・言語・そしゃく	0	0	3	1	0	0	0	4	4
内部	75	3	23	56	0	0	0	157	157
計	149	72	89	148	54	48	3	557	560

身体障害者手帳の交付者数は、平成22年度末で560人であり、平成18年度末と比較すると、この4年間で76人(15.70%)増加しています。宿毛市同様内部障害及び肢体不自由の増加が全体的な交付者数増加の要因となっています。

### 2. 知的障害者の状況

○療育手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	重度			中度・軽度			合計		
	A	A1	A2	B	B1	B2	18歳未満	18歳以上	計
平成18年度	0	9	17	1	18	9	5	49	54
平成22年度	0	10	18	1	21	12	12	50	62

療育手帳の交付者数は、平成22年度末で62人であり、平成18年度末と比較すると、この4年間で8人(14.81%)増加しています。



### 3. 精神障害者の状況

#### ○精神障害者保健福祉手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	1級	2級	3級	合計
平成18年度	9	15	6	30
平成22年度	5	22	5	32

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成18年度末で30人でしたが、平成22年度末には32人に増加しています。

#### ○精神障害者入院患者数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	入院患者数		
	措置入院	医療保護入院	合計
平成18年度	0	0	0
平成22年度	0	0	0

#### ○精神障害者通院医療受給者数

(各年度3月31日現在)

区分 年次	受給患者数(人)
平成18年度	68
平成22年度	61

精神疾患で公費負担の制度を利用して通院する患者数は、若干減少しています。

### 4. 難病（特定疾患）患者の状況

#### ○特定疾患患者数

(各年度3月31日現在)

区分 年次	対象疾患数	対象患者数(人)
平成18年度	17	43
平成22年度	18	44

### Ⅲ. 三原村の状況

#### 1. 身体障害者の状況

○身体障害者手帳交付数

平成18年度(平成19年3月31日現在)

(人口:1,907人 単位:人)

等級 障害内容	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
							18歳未満	18歳以上	計
視覚	5	3	1	1	0	0	1	9	10
聴覚・平衡	0	7	3	5	0	3	0	18	18
肢体不自由	18	13	18	20	13	3	1	84	85
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部	18	0	4	7	0	0	1	28	29
計	41	23	26	33	13	6	3	139	142

平成22年度(平成23年3月31日現在)

(人口:1,755人 単位:人)

等級 障害内容	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計		
							18歳未満	18歳以上	計
視覚	4	2	0	1	0	0	1	6	7
聴覚・平衡	0	6	2	4	0	2	0	14	14
肢体不自由	15	12	14	19	8	3	1	70	71
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内部	15	0	4	10	0	0	1	28	29
計	34	20	20	34	8	5	3	118	121

身体障害者手帳の交付者数は、平成22年度末で121人であり、平成18年度末と比較すると、この4年間で21人(14.79%)減少しています。特に肢体不自由が各等級ともに減少しているため、全体的な交付者数の減少の要因となっています。

#### 2. 知的障害者の状況

○療育手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	重度			中度・軽度			合計		
	A	A1	A2	B	B1	B2	18歳未満	18歳以上	計
平成18年度	0	3	6	0	5	5	5	14	19
平成22年度	0	2	5	0	6	3	2	14	16

療育手帳の交付者数は、平成22年度末で16人であり、平成18年度末と比較すると、この4年間で3人(15.79%)減少しています。

### 3. 精神障害者の状況

#### ○精神障害者保健福祉手帳交付数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	1級	2級	3級	合計
平成18年度	1	4	0	5
平成22年度	0	5	0	5

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成18年度末及び平成22年度末ともに5人で、同数になっています。

#### ○精神障害者入院患者数

(各年度3月31日現在)

(単位:人)

区分 年次	入院患者数		
	措置入院	医療保護入院	合計
平成18年度	0	0	0
平成22年度	0	0	0

#### ○精神障害者通院医療受給者数

(各年度3月31日現在)

区分 年次	受給患者数(人)
平成18年度	21
平成22年度	20

精神疾患で公費負担の制度を利用して通院する患者数に大きな変動はありません。

### 4. 難病（特定疾患）患者の状況

#### ○特定疾患患者数

(各年度3月31日現在)

区分 年次	対象疾患数	対象患者数(人)
平成18年度	6	9
平成22年度	5	10

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 計画の基本理念

#### ノーマライゼーションの実現

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる社会を築き、住民一人ひとりが障害や障害のある人について正しい理解と認識を持つことが大切です。また、障害のある人が日常生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できる生活環境や雇用機会を創出していくことも重要です。

計画の策定にあたっては、障害の有無にかかわらず、共に助け合い支え合える地域社会の実現をめざす「ノーマライゼーションの実現」を基本理念とします。

#### ※ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方であり、障害者福祉の最も重要な理念です。

### 2. 計画の基本目標

#### 完全参加と平等

- ① 障害のある人が安心して暮らせる社会のシステムを確立します。
- ② 障害のある人が自立し、主体性をもって暮らせる環境づくりを推進します。
- ③ 住民みんなの参加と協力で、やさしいまちづくりを推進します。

### 3. 計画の施策体系

この計画の施策体系は、8つの「テーマ」に分類し、このテーマに基づく具体的な施策と事業を「重点施策」に示します。この体系のもと、関係分野において相互連携し総合的な推進を図ります。

#### 施策の体系

テーマ	重点施策
1. 啓発・広報	(1)啓発広報活動の推進 (2)福祉教育の推進
2. 生活支援	(1)相談支援体制の整備 (2)障害福祉サービスの質の向上 (3)障害者虐待防止・権利擁護事業の推進 (4)地域住民との協同
3. 生活環境	(1)やさしいまちづくりの推進 (2)住宅・生活環境の整備 (3)交通・移動手手段の充実 (4)防災・防犯対策の推進
4. 教育・育成	(1)療育・教育相談の充実 (2)ニーズに応じた保育・教育の推進 (3)就業相談の充実
5. 雇用・就業	(1)職業的自立への支援 (2)就労の場の確保・整備
6. 保健・医療	(1)障害の予防・早期発見・早期治療の促進 (2)障害の重度化予防・リハビリテーションの充実 (3)心の健康づくり・精神保健・医療施策の充実
7. 情報・コミュニケーション	(1)情報バリアフリー化の推進 (2)コミュニケーション支援体制の充実
8. 文化・スポーツ・社会参加	(1)文化活動やスポーツ・レクリエーション等への参加の促進 (2)社会参加の促進

## 第4章 障害者の課題と施策の展開

### 1. 啓発・広報

住民にとって住みやすい平等な社会づくりを進めるためには、行政による各種施策の実施だけでなく、全ての住民が障害や障害のある人への正しい理解と認識が深まるよう、お互いに広報・啓発活動に努めなければなりません。

また、これまでの施策を継続的に実施するとともに、多様な方法や機会によって、関係機関、団体、事業所や家族の協力を得ながら、より多くの住民が障害のある人と交流する機会の拡充を図り、障害に対し理解を深める機会を増やします。

#### 重点施策及び施策の内容

##### (1) 啓発広報活動の推進

- 障害や障害のある人への正しい理解が得られるよう、市町村の広報をはじめ、各種広報の活用や関係機関・団体・ボランティア等と協働による啓発活動に努めます。
- 障害者週間等の周知に努め、各種行事へ参加するとともに、住民や障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動・交流活動を推進します。
- 障害福祉制度や地域福祉に関する情報を提供するとともに、住民への啓発に努めます。

##### (2) 福祉教育の推進

- 小中学校における総合学習での体験を通じた福祉教育を推進します。
- 社会教育における福祉についての学習や福祉活動のための講座開催等啓発に努めます。
- 幼児教育や保育の場を通して、障害に対する理解や認識を幼児期から培うとともに、保護者への啓発に努めます。

## 2. 生活支援

障害のある人やその家族は、障害があることによって様々な不安や戸惑いを抱えています。障害のある人が地域社会で安心した生活を営むためには、相談支援体制の拡充が必要となります。

そのために、相談窓口で利用者が気軽に相談でき、適切な情報提供及び障害のある人や家族のニーズに応じた支援へと導く相談支援体制の充実に努めます。

また、虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、成年後見制度等の権利擁護事業を推進し、地域社会でその人らしい活動ができるような支援ネットワークの体制づくりに努めていきます。

### 重点施策及び施策の内容

#### (1) 相談支援体制の整備

- 相談窓口でそれぞれの障害特性に応じた情報提供ができるよう、専門性の確保に努めるとともに、関係機関と連携し、相談業務の質を高めるなど、相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある人や家族同士のつながりにより、情報交換や支え合いの活動ができるよう、ネットワークづくりを支援します。
- 生活の基盤となる所得保障について、公的年金制度や各種制度の周知に努めます。

#### (2) 障害福祉サービスの質の向上

- 障害のある人及び家族のニーズに応じた個別支援計画に基づき、生活の質が高められるようなサービス提供に努めます。
- 障害の内容・程度・ニーズに応じた適切な支援が得られるよう、利用者一人ひとりが尊重される施設づくりを推進します。
- 難病のある人及び家族に対して福祉保健所や事業所等と連携し、在宅ケア体制の整備に努めます。
- サービス利用中は、その人に合ったサービス提供がされているか定期的な評価に努めます。
- 障害福祉サービスの質、量の確保に努めるとともに、障害のある人が、必要なときに必要なサービスが受けられるよう、支援体制の充実に努めます。

#### (3) 障害者虐待防止・権利擁護事業の推進

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を強化し、障害者虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、成年後見制度を含めた権利擁護事業を推進します。

#### (4) 地域住民との協同

- 身近な地域社会においても、住民間のつながりを生かし、障害を理解した地域での見守りや声かけなどの活動の取り組みを推進します。
- 地域で交流できる活動を通して、障害のある人と住民が交流する機会を拡充し、社会参加を促進します。
- 地域福祉に携わる関係機関・団体やボランティア等との連携により、活動のための情報提供や環境整備を行い、障害のある人が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 3. 生活環境

障害のある人や高齢者等すべての人が安全で安心して生活し、社会参加できるような環境整備が重要です。

なかでも、生活のもっとも身近にある道路や公共施設等についてはバリアフリー化に努め、誰もが快適に利用できるような生活空間の整備を推進します。

また、地震・火災等の災害や犯罪により尊い生命、日常の生活が脅かされることのないよう、障害のある人や高齢者等すべての人の暮らしに配慮した防災対策や防犯対策に取り組みます。

#### 重点施策及び施策の内容

##### (1) やさしいまちづくりの推進

- 住みやすいまちづくりを実感するため、住民参加によるまちづくりを支援します。
- 全ての人々にとって安全・安心で快適なまちづくりと、そのために求められる共助の重要性などを啓発することにより、心の壁を取り除く取り組みを推進し、地域福祉に関する意識の向上を図ります。

##### (2) 住宅・生活環境の整備

- 誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン(障害がある人もない人も区別なく、誰もが使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計など)に配慮した生活環境の整備をめざします。
- 住宅改造助成制度や日常生活用具給付事業等の活用により、居住環境の整備を進めます。
- 障害のある人の生活の場として、関係機関等と連携しながら居住場所の整備を促進します。

##### (3) 交通・移動手段の充実

- 運転免許取得、自動車改造の助成等の活用により、移動手段を充実し社会参加を促進します。
- 公共交通機関等の利便性の向上等については、それぞれの事業主に対して理解と協力を求めています。
- 市町村道整備を計画的に推進し、交通安全施設を含めた快適な道路環境を維持することに努めるとともに、交通ネットワークの形成を図ります。
- 違法駐車等については、住民や関係団体と連携し、違法駐車防止のための啓発を行います。

##### (4) 防災・防犯対策の推進

- 災害発生時における迅速な避難誘導が行われるような防災ボランティアの体制づくりと、障害のある人の防災訓練、避難訓練への参加体制の整備、災害時や緊急時等の見守り・支援ネットワークの形成をめざします。
- 自主防災組織の組織化・育成を図るとともに、消防、警察等各関係機関との連携・協力体制の推進に努めます。
- 悪徳商法や振り込め詐欺などによる被害を未然に防止するための講演会・学習会の開催や広報活動を推進します。



## 4. 教育・育成

障害のある子どもの支援は、できるだけ早期に障害を発見し、適切な療育支援を行うことが障害の軽減や発達につながることから、大変重要な意味があります。このため、乳幼児健康診査等を通じ、関係機関と連携を図りながら、より早期により適切な療育支援を行う体制づくりに努めていきます。

また、子どもの発達に大きな不安を抱えている保護者に対する相談や助言を行うとともに、個々の発達段階や状態・ニーズに応じ、適切で長期的な療育・教育支援が受けられるよう努めていきます。

### 重点施策及び施策の内容

#### (1) 療育・教育相談の充実

- 医療機関、福祉保健所、保育所、幼稚園等との連携を図り、障害の早期発見から速やかに療育へ移行できる体制の整備に努めます。
- 保護者が子どもの障害を受容できるための支援に努めます。
- 障害と診断されなくても発達に不安のある子どもや保護者への支援を図ります。

#### (2) ニーズに応じた保育・教育の推進

- 特別支援教育の理念に挙げられているように、これまでの特殊教育の対象だけでなく、知的の遅れのない発達障害も含めて、学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等を含め、一人一人の教育的ニーズを把握し、支援に努めます。
- 障害のある子どもの保育や教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上を図り、適切な保育・教育の向上に努めます。

#### (3) 就業相談の充実

- 就業を円滑に行うため、関係機関及び企業と連携を進め、適切な就業相談に努めます。

#### ※特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

## 5. 雇用・就業

障害のある人の就労は、経済的な自立に加え、生きがいや仲間との交流を保ち、豊かな生活を送るうえで大変重要です。しかしながら、障害のある人を雇用する事業所は依然として少なく、現に一般就労している人は極少数です。

一人ひとりの能力に応じ、適切な就労活動を支援するとともに、事業主や地域住民の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりに努めます。

また、就労には基本的な生活習慣の確立は重要であり、早期からの家族への支援やかかわりが将来的に就労に結びつきやすいと考えます。そのために、各関係機関と連携し、制度の活用や情報を共有しながら体制の整備に努めていきます。

### 重点施策及び施策の内容

#### (1) 職業的自立への支援

- 障害のある人が、生産活動の体験や職業訓練を通して、就労に必要な知識及び能力の習得に向けた支援に努めます。
- 障害の程度や、能力、就労意欲の段階に応じた個別支援を実施し、職業訓練を終えた利用者の就労支援や、就職後も継続できるような相談体制の整備に努めます。
- 障害のある親子への早期の関わり、また保育所や小中学校、養護学校との連携により、将来的な就労活動へと結びつくような生活の支援及びそれらに関する環境の整備に努めます。

#### (2) 就労の場の確保・整備

- 社会適応訓練事業等を活用して、障害のある人の就労の場を開拓するために、地域の事業所、雇用主に働きかけていきます。
- 障害のある人へ雇用に関する情報提供を行い、ハローワークや就労支援事業所と連携を図りながら自主的な就職活動を支援します。
- トライアル雇用やジョブコーチ等の制度を活用し、就労支援を推進します。
- 短時間勤務、在宅勤務等の多様な勤務形態を活用し、障害のある人が働きやすい環境づくりを推進します。
- 授産施設や作業所及び障害者団体による製作や販売活動について、住民が身近に感じられるような啓発を支援します。

#### ※トライアル雇用

トライアル雇用とは、公共職業安定所(ハローワーク)の紹介によって特定の労働者を短期間(原則3か月)の試行期間を設けて雇用し、事業所側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度のことです。事業所は一定の要件を満たして申請するとハローワークから奨励金(試行雇用奨励金)を受け取ることができます。

#### ※ジョブコーチ

身体障害のある人や知的障害のある人などに対する職業的なサービス。援護就労、あるいは援助付き雇用ともいいます。重度の障害のある人の職場に継続的に派遣され、通勤や職業訓練、職場における人間関係のつくり方、家庭との連携などについて援助サービスを提供します。

## 6. 保健・医療

障害のある人にとって、保健・医療の充実健康の保持、障害の重度化を防ぐために欠かせません。障害のある人一人ひとりの健康づくりへの取り組みを促しながら、健康の保持増進を図り、充実した生活が営める条件を整備していく必要があります。

また、障害の軽減や機能回復のため、医療機関や地域のリハビリテーション機関との連携を強化し、継続的な治療やリハビリテーションサービスを受けられることができる体制を充実するとともに、心の健康づくりに関する啓発活動や相談体制の整備を促進していきます。

### 重点施策及び施策の内容

#### (1) 障害の予防・早期発見・早期治療の促進

- 健康相談・健康診査等、各種保健サービスを推進し、障害予防・早期発見・早期治療等医療の確保に努めます。
- 発達障害についても、保健、医療、福祉、教育等の関連機関が連携し、早期発見から早期支援につながる体制の整備に努めます。

#### (2) 障害の重度化予防・リハビリテーションの充実

- 重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療等の各種医療費制度を活用することにより障害の重度化を予防し、障害者がそれぞれの状況に応じた適切な医療を受けられるよう、体制づくりに努めます。
- 障害に応じた適切なリハビリテーションや機能回復訓練が受けられるよう、医療機関等との連携により医療支援体制の整備に努めます。
- リハビリ教室・家族介護教室・デイケア等、各種サービスの利用を促進します。

#### (3) 心の健康づくり・精神保健・医療施策の充実

- 医療機関や福祉保健所との連携を深め、啓発活動や精神保健相談等により、精神疾患等の早期治療並びに日常生活の支援に努めるとともに、精神障害のある人やその家族に対する相談・支援体制、在宅サービス等の実施体制の整備に努めます。
- 退院可能な患者については、退院や社会復帰が可能となるよう関係機関との連携を図りながら、患者やその家族に対する相談・支援体制の充実に努めます。
- 住民に対する心の健康づくりを進め、精神的なストレスを解消できるよう、学校や家庭、地域における啓発活動や相談体制を整備し、精神疾患等の予防を図ります。

## 7. 情報・コミュニケーション

障害のある人の中には、情報収集やコミュニケーションが容易に行えず日常生活に支障をきたしていることがあります。障害のある人が地域社会で自立した生活を営むためにも、障害の種別や年齢を問わず必要な情報を得られるよう、相談支援のなかで必要な情報の提供や助言を行うなど情報バリアフリー化を推進します。

また、視聴覚に障害のある人の社会参加を促進するため、手話通訳者等を派遣することにより、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。

### 重点施策及び施策の内容

#### (1) 情報バリアフリー化の推進

- インターネットなどの情報通信技術を活用し、必要な情報を利用・取得する機会の確保に努め、障害のある人の社会参加を促進します。
- 誰もが見やすく利用しやすい広報紙やホームページの作成に努めます。
- 障害者団体や障害者相談員等と連携し、各種サービスや制度等の福祉関連情報の提供に努めます。
- 障害のある人へ各種情報機器の情報提供・利用促進に努め、情報格差の解消を図ります。

#### (2) コミュニケーション支援体制の充実

- 手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。
- 県、事業所との連携によりガイドヘルパーの養成に努めます。

## 8. 文化・スポーツ・社会参加

障害のある人が地域社会において豊かな人間関係を構築していくためには、障害者自身の社会参加への意識の高揚を図るとともに、参加しやすい環境づくりをしていくことが重要です。

そのため、スポーツ・レクリエーション等への参加に向けた諸条件の整備に努めるとともに、文化活動への参加にも配慮した文化振興策の充実に努め、障害のある人の社会参加を促進します。

### 重点施策及び施策の内容

#### (1) 文化活動やスポーツ・レクリエーション等への参加の促進

- 文化、芸能の各分野に専門的な技術や知識を有するとともに、各障害に対しても深い理解を有する指導者の育成と確保に努め、障害のある人がより広く、文化芸能に触れ、自ら創作する活動を支援します。
- 障害のある人の作品展や音楽会の開催を支援するとともに、障害のある人の文化・芸能技術活動について住民の理解の促進に努めます。
- 知的障害のある人等を対象とした外へ飛び出せ運動会をはじめ、各種障害者スポーツ大会への参加を促進し、障害者スポーツ、レクリエーション指導員等の育成確保に努め、障害者スポーツの推進を図ります。
- 移動手段を確保することにより、文化・芸能活動、スポーツ・レクリエーション等に参加する機会の拡大に努めます。
- 文化、レクリエーション施設等の整備にあたっては、障害のある人の利用の配慮に努めます。
- 知的障害のある人や、住民、ボランティア等が参加し開催される療育キャンプ等の各種活動を支援します。

#### (2) 社会参加の促進

- 市町村が企画、運営する各種イベント等において、車椅子席の確保等、障害のある人が参加しやすい機会や場づくりを推進します。
- 障害のある人の生涯学習への参加機会を拡充するため、ボランティアグループ等による参加支援や協力体制の整備に努めます。
- 社会参加を促進するために、障害のある人本人の意見を尊重し、自主的な社会参加活動を支援します。

# 資料編

## 1. 幡多西部地域自立支援協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市、大月町及び三原村(以下「関係市町村」という。)において、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号に規定する事業(次条第1号において「相談支援事業」という。)をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く住民の意見を反映するため、幡多西部地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画等の実施に関すること。
- (6) その他必要と認められる事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関の代表者等で組織し、協議会の委員は関係市町村長が協議して定める候補者について、宿毛市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(構成等)

- 第7条 協議会は、全体会、事務局会議、市町村部会で構成し、必要に応じて専門の事項を協議するための専門部会を置くことができる。
- 2 全体会は、第3条の関係機関の代表者等で構成し、所掌事項のうち重要な事項について協議し、対応を決定する。
  - 3 専門部会は、第3条の関係機関等の事務担当で構成し、テーマ、課題に応じて随時開催し、全体会への付議等、所掌事項のうち課題別事項を協議又は決定する。
  - 4 市町村部会は、各市町村の事務担当者、相談支援従事者及び関係機関等の事務担当で構成し、協議された各々の課題を事務局会議に報告する。
  - 5 事務局会議は、各市町村事務局担当者、相談支援従事者及び福祉保健所事務担当で構成し、市町村部会の課題を整理し、全体会と専門部会開催に向けた所掌事項の取り扱いについて調整する。

(個人情報保護)

- 第8条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

- 第9条 この協議会の事務局は、関係市町村が共同である。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この告示は、平成22年10月1日から施行する。

## 2. 幡多西部地域自立支援協議会委員名簿

	団体名	役職	氏名	備考
社会福祉関係	宿毛市社会福祉協議会	会長	大塚 勉	
	宿毛授産園	施設長	東 高希	副会長
	幡多希望の家	事務局長	三好 琴喜	
	ひかり共同作業所	施設長	山本 美佳	
	聖ヶ丘病院	地域生活支援部長	是澤 文人	
障害者団体	宿毛市手をつなぐ育成会	会長	松浦 英夫	
	宿毛市精神障害者家族会若草の会	会長	柴田 昇	
	幡多地区身体障害者連絡協議会	会長	上岡 淳宏	
	あした葉会	会長	有田 加衣	
教育関係	中村養護学校	校長	竹内 研介	
	宿毛市教育委員会	教育次長	出口 君男	
	大月町教育委員会	教育次長	川村 省造	
	三原村教育委員会	教育次長	沖本 重富	
行政関係	高知県幡多福祉保健所	健康障害課長	宮地 淳子	
	宿毛市	副市長	安澤 伸一	会長
	宿毛市	福祉事務所長	滝本 節	
	宿毛市	保健介護課長	村中 純	
	大月町	町民福祉課長	新谷 雄三	
	大月町	保健介護課長	林 一行	
	三原村	住民課長	田辺 政克	